

令和 3年4月吉日

関係各位

いわてGo To Eatキャンペーン事務局

いわてGo To Eatキャンペーン各種ツール類の送付について

平素より、いわてGo To Eatキャンペーンの運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在販売しております食事券冊子につきまして、令和3年3月31日までの販売終了期日を令和3年5月31日までに延長することとなりました。

つきましては周知を図るポスターおよびチラシを送らせて頂きますので、店頭等へ掲出・設置いただけますと幸いです。

なお、食事券のご利用については、令和3年6月30日までとなっております。

度重なる販売期間の延長で恐れ入りますが、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

送付物

【食事券販売店様】

- ① ポスター 2枚
- ② チラシ 80枚
- ③ 購入者へ配布用利用期限のお知らせ(名刺サイズ) 100枚

【飲食店様】

- ① ポスター 2枚
- ② チラシ 20枚

以上

いわてGo To Eatキャンペーン事務局

岩手県盛岡市盛岡駅前北通4番4号

電話 019-624-5050

令和 3 年 6 月 吉日

加盟店各位

いわてGoToEatキャンペーン事務局
〒020-0033 岩手県盛岡市盛岡駅前北通 4 番 4 号
TEL:019-624-5050
FAX:019-601-3176

いわてGoToEatキャンペーン

加盟店登録の御礼と利用期間終了後の流れについて

平素は、いわてGoToEatキャンペーン運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
おかげさまで、2,000 件を超える飲食店の皆様に運用いただき、5 月 31 日で食事券の販売を終了し、今月末には食事券の利用期限を迎えることとなります。

つきましては、今後の流れを以下にお知らせさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が収束の日を迎えられるのか不安は続きますが、今回の事業が県内飲食業界皆様の一助となれたのなら幸いです。

ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

記

- 1, いわて まんぷくイートチケット 食事券利用期限: 令和 3 年 6 月 30 日(水)
 - 2, 回収食事券および使用済食事券報告書、請求書 最終送付締切日
令和 3 年 7 月 9 日(金)事務局必着 (※ 裏面に今後の精算スケジュールを記載いたします)
※ 最終回はピンク色の専用封筒でお送りください。
 - 3, 最終振込日: 令和 3 年 8 月 6 日(金)
 - 4, ポスターなど事務局からの配布物について
登録証以外(ポスター、チラシ、スウィング POP、ステッカー、マニュアル
未使用の請求書様式 1, 2、換金用封筒)は破棄をお願いいたします。
登録証は念のため保管をお願いいたします。
 - 5, 事務局コールセンター(019-624-5050)開設期間
令和 3 年 8 月 25 日(水)まで。
以後、令和 3 年 8 月 31 日(火)までは、JTB 盛岡支店(019-651-7474)にて対応いたします。
- 以上

回収食事券および使用済食事券報告書、請求書 各回送付締切日

	参加店から事務局へ送付する 精算書類の事務局到着締切日	事務局から参加店口座への入金予定日 (左記締切日までに事務局に到着した 精算分をお支払いいたします)
第15回	6月15日(火)	7月9日(金)
第16回	6月30日(水)	7月21日(水)
※第17回	7月9日(金)	8月6日(金)

事務局では、各回の事務局到着締切日までに届いた精算書類を確認し、お支払いを行っております。精算手続きの際は、上記の精算書類到着締切日と入金予定日をご確認の上、事務局への送付をお願いいたします。また、悪天候などで、郵便・宅配便の運送に遅れが生じる場合がございますので、余裕をもって送付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

※第17回の最終精算時は「精算最終回用」の記載のある専用封筒で送付願います。

【例】 第15回の場合

6月15日までに事務局に到着した精算書類分を、7月9日にお支払いします。

【備考】使用済食事券の半券(大)裏面の使用日付に関わらず、各回到着締切日までに届いた分を精算し、お支払いします。送付いただく精算書類は次の通りです。

①請求書 ②使用済食事券報告書 ③使用済食事券の半券(大きい方 / 使用された日付の記入、店舗印の押印がされたもの)

なお、精算分の振込口座は、参加登録時に記載いただきました口座となります。口座確認のために請求書にも記載頂いておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

いわて Go To Eat キャンペーン事務局
岩手県盛岡市盛岡駅前北通4番4号
電話 019-624-5050

令和 3 年 11 月吉日

参加店 各位

いわての食応援プロジェクト事務局

いわての食応援プロジェクト

食事券の販売および利用期限の延長に関するご案内

平素より、Go To Eat キャンペーン「いわての食応援プロジェクト」の運営にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、いわての食応援プロジェクトでは、食事券利用者の利用機会拡大と参加飲食店様の一助とりますよう、年末年始の需要等に対応するべく、食事券の販売期限日および利用期限日について、延長することを決定しましたので、お知らせ申し上げます。

なお、食事券券面には、「令和 3 年 12 月 15 日まで有効」と記載されていますが、利用期限を「令和 4 年 1 月 16 日まで有効」と読み替えていただき、お客様から受領してください。「令和 4 年 1 月 16 日の利用期限」を過ぎてのご利用はできませんので、ご注意のほどよろしくお願いいたします。

(※ 第1弾の食事券は利用できません。)

● 販売期間：令和 3 年 11 月 15 日(月) → 改定：令和 3 年 12 月 15 日(水)まで

● 利用期間：令和 3 年 12 月 15 日(水) → 改定：令和 4 年 1 月 16 日(日)まで

今回の利用期間延長に合わせ、参加登録時に配布したポスターに貼付する訂正ステッカーを同封いたしますので、貴店店頭での掲出等、周知ご協力いただけますと幸いです。

また、裏面に今後の精算スケジュールを記載いたしますので、必ずご確認ください。

引き続きのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

いわての食応援プロジェクト事務局
岩手県盛岡市盛岡駅前北通 4 番 4 号
電話 019-624-5050

回収食事券および請求書兼報告書(様式第1号) 各回送付締切日

	参加店から事務局へ送付する 精算書類の事務局到着締切日	事務局から参加店口座への入金予定日 (左記締切日までに事務局に到着した 精算分をお支払いいたします)
第8回	11月30日(火)	12月23日(木)
第9回	12月15日(水)	1月11日(火)
第10回	1月7日(金)	1月28日(金)
第11回	1月21日(金)	2月28日(月)
※第12回	2月15日(火)	3月11日(金)

【例】第8回の場合

11月30日までに事務局に到着した精算書類分を、12月23日お支払いします。

事務局では、各回の事務局到着締切日までに届いた精算書類を確認し、お支払いを行っております。精算手続きの際は、上記の精算書類到着締切日と入金予定日をご確認の上、事務局への送付をお願いいたします。また、悪天候などで、郵便・宅配便の運送に遅れが生じる場合がございますので、余裕をもって送付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【備考】使用済食事券の半券(大)表面の使用日付に関わらず、各回到着締切日までに届いた分を精算し、お支払いします。送付いただく精算書類は次の通りです。

① 請求書兼報告書(様式第1号)

※ 記入例と照合し、記載押印不備が無いよう、ご確認ください。

② 使用済食事券の半券(大きい方)

※ 必ず使用された日付を記入し、店舗印を押印してください。

※ 第12回が精算手続きの最終回となります。

期日を過ぎますと、精算手続きを行うことができません。

使用済み食事券と請求書兼報告書(様式第1号)送付漏れが無いよう、期日迄に事務局必着で精算書類をお送りください。

※ 第1弾の精算は終了しました。ご協力ありがとうございました。

いわての食応援プロジェクト事務局

令和 3 年 12 月吉日

参加店 各位

いわての食応援プロジェクト事務局

いわての食応援プロジェクト

食事券の販売および利用期限の延長に関するご案内

平素より、Go To Eat キャンペーン「いわての食応援プロジェクト」の運営にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、いわての食応援プロジェクトでは、食事券利用者の利用機会拡大と参加飲食店様の一助となりますよう、年末年始の需要等に対応するべく、食事券の販売期限日および利用期限日について、延長することを決定しましたので、お知らせ申し上げます。

なお、食事券券面には、「令和 3 年 12 月 15 日まで有効」と記載されていますが、利用期限を「令和 4 年 1 月 16 日まで有効」と読み替えていただき、お客様から受領してください。「令和 4 年 1 月 16 日の利用期限」を過ぎてのご利用はできませんので、ご注意のほどよろしくお願いいたします。

(※ 第1弾の食事券は利用できません。)

● 販売期間：令和 3 年 11 月 15 日(月) → 改定：令和 3 年 12 月 15 日(水)まで

● 利用期間：令和 3 年 12 月 15 日(水) → 改定：令和 4 年 1 月 16 日(日)まで

今回の利用期間延長に合わせ、参加登録時に配布したポスターに貼付する訂正ステッカーを同封いたしますので、貴店店頭での掲出等、周知ご協力いただけますと幸いです。

また、裏面に今後の精算スケジュールを記載いたしますので、必ずご確認ください。

引き続きのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

いわての食応援プロジェクト事務局
岩手県盛岡市盛岡駅前北通 4 番 4 号
電話 019-624-5050

回収食事券および請求書兼報告書(様式第1号) 各回送付締切日

	参加店から事務局へ送付する 精算書類の事務局到着締切日	事務局から参加店口座への入金予定日 (左記締切日までに事務局に到着した 精算分をお支払いいたします)
第8回	11月30日(火)	12月23日(木)
第9回	12月15日(水)	1月11日(火)
第10回	1月7日(金)	1月28日(金)
第11回	1月21日(金)	2月28日(月)
※第12回	2月15日(火)	3月11日(金)

【例】第8回の場合

11月30日までに事務局に到着した精算書類分を、12月23日お支払いします。

事務局では、各回の事務局到着締切日までに届いた精算書類を確認し、お支払いを行っております。精算手続きの際は、上記の精算書類到着締切日と入金予定日をご確認の上、事務局への送付をお願いいたします。また、悪天候などで、郵便・宅配便の運送に遅れが生じる場合がございますので、余裕をもって送付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【備考】使用済食事券の半券(大)表面の使用日付に関わらず、各回到着締切日までに届いた分を精算し、お支払いします。送付いただく精算書類は次の通りです。

① 請求書兼報告書(様式第1号)

※ 記入例と照合し、記載押印不備が無いよう、ご確認ください。

② 使用済食事券の半券(大きい方)

※ 必ず使用された日付を記入し、店舗印を押印してください。

※ 第12回が精算手続きの最終回となります。

期日を過ぎますと、精算手続きを行うことができません。

使用済み食事券と請求書兼報告書(様式第1号)送付漏れが無いよう、期日迄に事務局必着で精算書類をお送りください。

※ 第1弾の精算は終了しました。ご協力ありがとうございました。

いわての食応援プロジェクト事務局

令和4年 1 月吉日

参加店 各位

いわての食応援プロジェクト事務局

いわての食応援プロジェクト

使用済み食事券の精算スケジュールについてのご案内（再通知）

平素より、Go To Eat キャンペーン「いわての食応援プロジェクト」の運営にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、いわての食応援プロジェクトは、令和4年1月16日をもって利用期間を終了し、みなさまにおかれましては、ご精算の準備を進められているところと存じますが、いま一度、本事業の精算に関する最終回のスケジュールと注意点をご案内いたします。

最 終 精 算 締 切 日

参加店から事務局へ送付する精算書類の事務局到着の最終締切日です！

この期日を過ぎますと、精算できませんので、必ずお送りください。

2 月 15 日 (火) 必着

悪天候などで、郵便・宅配便の運送に遅れが生じる場合がございますので、余裕をもって送付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、入金予定日については、これまでのご案内同様に、3月11日(金)です。

請求漏れが無きよう、十二分にご確認いただき、精算手続きをお願い致します。

いわての食応援プロジェクト事務局